

令和7年度 東松山市既存住宅太陽光発電設備設置奨励金 申請の手引き

東松山市では、家庭における地球温暖化対策を推進するため、既存住宅に太陽光発電設備を設置する方に奨励金として、地域通貨「ぼたん圓」を交付します。

○本奨励金の概要

1 要件・対象

◇補助対象設備の要件（以下の全てを満たす太陽光発電設備）

- ・太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が1kW以上10kW未満のもの
- ・未使用品であるもの（中古品及びリース品は対象外）
- ・発電された電気の一部又は全部を、既存住宅内で自家消費するもの

◇補助対象となる方（以下の全てを満たす方）

- ・自ら所有し、かつ、居住している市内の既存住宅又はその敷地もしくは隣接する土地に太陽光発電設備を設置する個人（カーポートの屋根等に設置し、既存住宅内で自家消費する場合も対象となります。既存住宅内で自家消費しない場合は対象外です。）
- ・住宅及びその敷地等に都市計画法又は建築基準法の違反がないこと
（例：カーポートや物置等の別の建築物の屋根に設置する場合は、建築基準法に基づく検査済証の交付を受けていること）
- ・市税の滞納がないこと

※この奨励金制度は『新築住宅（建築途中、建て替えを含む。）』に太陽光発電設備を設置する場合は対象外となります。

『新築住宅』：新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いもの
（建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く）
『既存住宅』：上記の『新築住宅』以外の住宅

2 申請受付期間

令和7年4月1日（火）～令和8年2月27日（金）

※着工前に申請を行い、審査を受ける必要があります。審査が完了する前に着工した場合、本奨励金の対象外となります。

※受付期間内であっても、予算額に達した場合は受付を終了します。

3 奨励金の額

一律 7万円（地域通貨「ぼたん圓」で交付します）

【地域通貨「ぼたん圓」とは】

- ・東松山市商工会が発行する市内限定の商品券です。
- ・市内300店舗ほどでご利用できます。
- ・1枚につき、500円分としてご利用できます。
- ・有効期限は発行日から6か月間です。

○手続の流れについて

ステップ1：交付申請書の提出

「東松山市既存住宅太陽光発電設備設置奨励金交付申請書（様式第1号）」に必要書類を添付し、市役所環境政策課へ提出してください。

※工事に着手できるのは申請をして、審査が完了してからになります。
書類の審査には通常2週間程度かかりますので、余裕をもって申請してください。
審査が完了する前に着工した場合には奨励金は交付できません。

◇交付申請に必要な書類

(1) 申請者の住民票の写し

(2) 申請者の市税に係る納税証明書又は非課税証明書

※(1)及び(2)の書類は交付申請書の「住民登録及び市税の納付状況に関する調査」に同意した場合は添付不要です。

(3) 交付対象設備を設置する既存住宅の登記事項証明書の写し

未登記の場合は、固定資産税に係る公租公課証明書、建築基準法に係る検査済証の写し等

(4) 交付対象設備の設置工事前の現況写真

（建物全体及び屋根の様子が見えるもの）

(5) 交付対象設備の設置に係る図面

（太陽電池モジュールの配列、パワーコンディショナーの設置場所を示すもの）

(6) 交付対象設備の設置工事の内訳が示されている請負契約書または見積書の写し

(7) 交付対象設備の技術仕様を確認できるもの（カタログ等）の写し

※上記の書類で判断できないとき、追加書類の提出をお願いする場合があります。

ステップ2：交付の決定～工事着手

審査の結果、要件等に適合していると認めた場合、「東松山市既存住宅太陽光発電設備設置奨励金交付決定通知書（様式第2号）」を郵送いたします。届きましたら工事に着手してください。

※工事完了後に提出する、実績報告書の添付書類として、設置した太陽光パネル及びパワーコンディショナーの写真が必要となります。（ステップ3参照）

高所のため完成後に撮影が難しい場合は、事前に工事業者に撮影を依頼してください。

※申請内容の変更や工事の中止を行う場合は、速やかに環境政策課までご連絡ください。

ステップ3：工事完了～実績報告書の提出

設置工事の完了後、「東松山市既存住宅太陽光発電設備設置奨励金実績報告書（様式第6号）」に必要書類を添付し、市役所環境政策課へ提出してください。

◇提出期限

工事完了後、速やかに書類を提出してください。なお、以下の最終期限までに提出されない場合、奨励金を交付できない場合があります。

報告最終期限：令和8年3月19日（木） 必着

◇実績報告書に必要な書類

- (1) 交付対象設備の設置状況を示す写真
（建物全体及び太陽光パネル、パワーコンディショナーの各写真）
- (2) 交付対象設備の設置費に係る支払い証拠書類（領収書等）の写し及び内訳の分かる書類
- (3) 交付対象設備の形式が確認できる書類（納品書または保証書等の写し）
- (4) 電力会社との接続契約を証する書類の写し（「接続契約のご案内」）

※上記の書類で判断できないとき、追加書類の提出をお願いする場合があります。
また、必要に応じて現地調査を行う場合があります。

ステップ4：確定通知書の送付～奨励金の受取り

審査の結果、要件等に適合していると認めた場合、「東松山市既存住宅太陽光発電設備設置奨励金交付額確定通知書（様式第7号）」を郵送いたします。

同封する「東松山市既存住宅太陽光発電設備設置奨励金交付請求書兼受領書（様式第8号）」をお持ちいただき、内容確認後、地域通貨（ぼたん圓）7万円分をお渡しします。

地域通貨・受取最終期限：令和8年3月27日（金）

※なるべくお早めにお引換えください。

※ぼたん圓の発行準備のため、事前に電話にて来庁日時をご連絡ください。

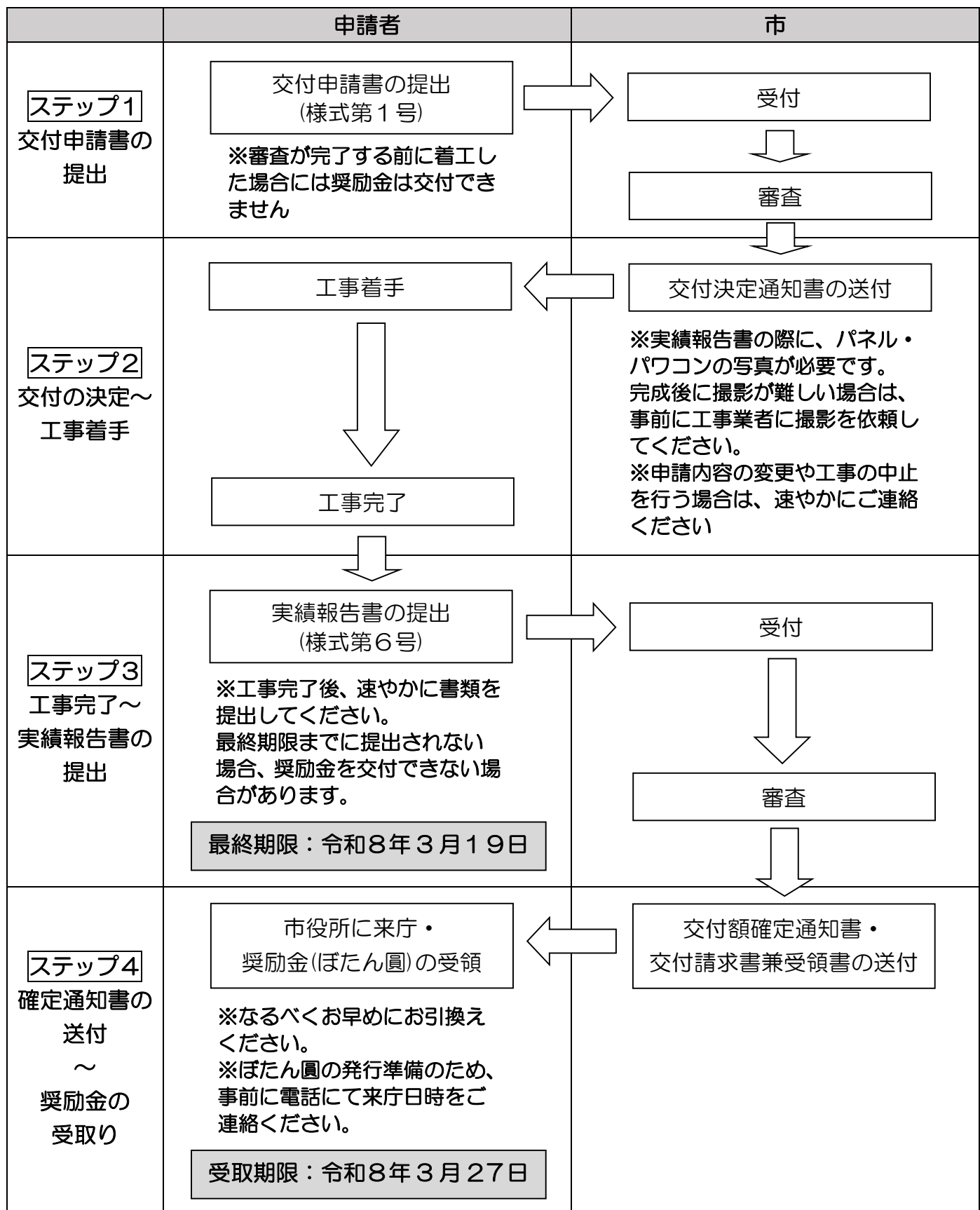
※申請者本人、もしくは同居する親族の方（委任状が必要です。）が来庁してください。

※申請者以外の方が来庁する場合、委任状の記入をお願いします。

○完成後の設備の管理などについて

- ・最低5年間は、適切な管理を継続してください。やむをえない事情で設備を処分する場合や住宅の売却等で設備を他人に譲渡する場合には、あらかじめ申請が必要です。
- ・立入検査を行ったり、お話を伺ったりする場合があります。また、後日利用状況等のアンケートをお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

○手続フロー図



【書類の提出及び問い合わせ先】

東松山市役所 環境産業部 環境政策課 (平日：午前8時30分～午後5時15分)
 TEL：0493-63-5006 (直通) FAX：0493-23-7700